

平成28年(行タ)第31号保証金没取の申立事件

決 定

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

申 立 人	公 正 取 引 委 員 会
同 代 表 者 委 員 長	杉 本 和 行
同 指 定 代 理 人	遠 藤 光
	岩 渕 権
	柴 田 修 輔
	本 間 海
	小 畑 紳 一 郎

東京都千代田区丸の内1丁目1番1号

相 手 方	三 菱 樹 脂 株 式 会 社
同 代 表 者 代 表 取 締 役	姥 貝 卓 美
同 代 理 人 弁 護 士	岩 下 圭 一
	佐 藤 水 曉
	森 一 生

主 文

申立人が平成21年2月18日にした排除措置命令(平成21年(措)第1号)につき、相手方がその執行を免れるために供託した保証金200万円の全部を没取する。

理 由

1 本件申立ての趣旨及び理由

本件申立ての趣旨及び理由は、別紙「保証金没取の申立書」及び同「平成28年6月20日付け意見書」記載のとおりである。

2 相手方の意見

相手方の意見は、別紙「平成28年6月3日付け意見書」記載のとおりである。

3 事案の概要

東京高等裁判所は、平成21年7月9日、申立人が相手方に対して同年2月18日にした排除措置命令（平成21年(措)第1号。以下「本件排除措置命令」という。）につき、保証金として200万円を供託することにより、本件排除措置命令が確定するまでその執行を免れる旨の決定（以下「本件決定」という。）をした。相手方は、同年7月14日、本件決定に基づき東京法務局に保証金として200万円を供託した（以下「本件供託」という。）。申立人は、平成28年2月24日、相手方が本件排除措置命令についてした審判請求を棄却する旨の審決をし、同審決が同年3月25日に確定したことから、本件排除措置命令も確定した。

本件は、申立人が、平成25年法律第100号による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）70条の7第1項に基づき、本件供託に係る保証金全額の没取を申し立てた事案である。

4 当裁判所の判断

(1) 一件記録によると、次の事実が認められる。

ア 申立人は、相手方及び積水化学工業株式会社（以下「積水化学工業」という。）に対し、平成21年2月18日、本件排除措置命令を発し、かつ、それぞれ課徴金の納付を命じた。本件排除措置命令に係る違反行為（以下「本件違反行為」という。）は、相手方及び積水化学工業を含む6社が、共同して、4回にわたり塩化ビニル管等の出荷価格を引き上げる旨を合意したことである。本件排除措置命令は、相手方及び積水化学工業に対し、それぞれ、①相手方及び積水化学工業は、それぞれ、⑦上記各合意が消滅している旨を確認すること、④今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、塩化ビニル管等の出荷価格を決定せず、各社がそれぞれ自主的に決める旨、⑤今後、相互に、又は他の事業者と、塩化ビニル管等の出荷価格の改定に関して情報交換を行わない旨を、取締役会において決議しなければならないこと、

②相手方及び積水化学工業は、それぞれ、上記①に基づいて採った措置を、相互に通知するとともに、自社の取引先である塩化ビニル管等の販売業者及び需要者に周知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならないこと、
③相手方及び積水化学工業は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、塩化ビニル管等の出荷価格を決定してはならないこと、
④相手方及び積水化学工業は、今後、それぞれ、相互に、又は他の事業者と、塩化ビニル管等の出荷価格の改定に関して情報交換を行ってはならないこと等を命ずるものであった。

イ 相手方は、平成21年4月16日、独占禁止法49条6項の規定に基づき審判請求（以下「本件審判請求」という。）をするとともに、同月22日、東京高等裁判所に対し、同法70条の6第1項の規定に基づき本件排除措置命令の執行を免れるためその執行免除を申し立てた。東京高等裁判所は、同年7月9日、保証金として200万円を供託することにより本件排除措置命令が確定するまでその執行を免れる旨の本件決定をした。相手方は、同月14日、本件決定に基づき東京法務局に保証金として200万円を供託した（本件供託）。

ウ 相手方は、本件審判請求手続において、本件排除措置命令との関係では、
①相手方が他の事業者との間で4回にわたり塩化ビニル管等の出荷価格を引き上げる旨を合意したこと、②上記①の合意が一定の取引分野における競争を実質的に制限したことを争ったが、申立人は、平成28年2月24日、相手方が本件排除措置命令についてした審判請求を棄却する旨の審決（以下「本件審決」という。）をした。本件審決は、その取消しの訴えが提起されることなく、同年3月25日に確定した。これにより、本件排除措置命令も確定した。

(2) 排除措置命令の執行免除（独占禁止法70条の6）と排除措置命令確定による保証金の没収（同法70条の7）の制度は、違反行為の速やかな排除という

公益上の要請と排除措置命令の執行による回復困難な損害の回避という相手方の利益保護の要請との調和を図るとともに、安易な執行免除の申立てを抑制することを目的とするものと解される。

本件審判請求手続の経過、本件審判請求手続における相手方の主張内容、本件供託後本件排除措置命令が確定するまでに経過した期間及び保証金の額など諸般の事情を総合考慮すると、本件における保証金200万円についてはその全額を没取するのが相当である。

- (3) これに対し、相手方は、㉑本件違反行為は平成18年11月14日に終了し、本件排除措置命令がされた平成21年2月18日には本件違反行為の終了から2年3か月余りが経過していたこと、㉒本件排除措置命令の内容も相手方が違反行為を行っていないことを確認するものにすぎないこと、㉓本件違反行為が終了してから現在に至るまでの約10年間に相手方は本件違反行為と同様の違反行為をしたことはなく、違反行為が繰り返されるおそれが具現化した事実もないこと、㉔相手方は、積水化学工業との間で、平成24年7月10日、塩化ビニル管等の製造販売等の事業の一切を譲渡する旨の包括合意書を締結し、同年12月1日には事業譲渡を完了し、塩化ビニル管等の事業から完全に撤退していること、㉕相手方のした執行免除の申立ては濫用的ではないこと、㉖相手方は本件審判請求手続において不当不適切な審判活動は行っていないこと、㉗保証金の没取には事後の過料としての意味があり、排除措置命令違反に対する過料は50万円以下である（独占禁止法97条）から、これとの均衡を害しない程度の保証金の没取にとどめるべきであることを総合考慮すれば、保証金200万円を没取する必要性は認められないと主張する。

しかし、排除措置命令を執行することによって一般的に独占禁止法に違反する行為を阻止・排除し、もって侵害された競争秩序を回復することが公益上の要請であると解されるから、排除措置命令に係る違反行為が既に終了し、そのことが排除措置命令において確認され、排除措置命令の執行免除後に実際に違

反行為がされず、そのおそれが具現化した事実もなく、違反行為に係る事業の譲渡によって今後違反行為が繰り返されるおそれがなくなったからといって、それによって上記公益上の要請が満たされるものではない。

また、保証金没取の趣旨は上記(2)のとおりであり、濫用的な執行免除の申立てや、審判請求手続において不当不適切な審判活動を行った場合に限ってその趣旨が妥当するものではないから、執行免除の申立てが濫用的ではなく、相手方が本件審判請求手続において不当不適切な審判活動を行っていないからといって、それによって保証金の全部又は一部の没取が不相当なものとなるものではない。

さらに、排除措置命令違反に対する過料と保証金の没取とはその趣旨及び適用対象を異にし、独占禁止法97条で規定する過料の上限が没取すべき保証金の上限となることを同法が予定していると解することはできない。仮に保証金の没取には事後の過料としての意味もあるとしても、そのことから直ちに過料の額との均衡を害しない程度の額の保証金の没取にとどめるべきであるとはいえない。

したがって、相手方の主張は、いずれも採用することができない。

5 結論

以上のとおり、本件申立てを相当と認め、保証金200万円の全額を没取することとし、主文のとおり決定する。

平成28年7月15日

東京高等裁判所第3特別部

裁判長裁判官 菊 池 洋 一

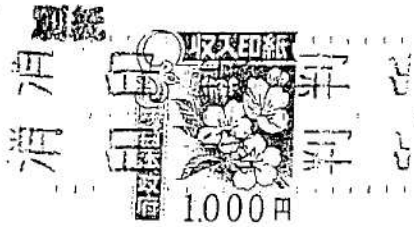
裁判官 佐 久 間 政 和

裁判官 鈴木 正 紀

裁判官 古 田 孝 夫

裁判官 工 藤 正

東京高等裁判所



正本

保証金没取の申立書

平成28年4月27日

東京高等裁判所第3特別部 御中

〒100-8987

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 中央合同庁舎第6号館B棟

申立人 公正取引委員会
同代表者委員長 杉本和行

送達場所 〒100-8987

東京都千代田区霞が関一丁目1番1号 中央合同庁舎第6号館B棟

公正取引委員会事務総局審査局管理企画課 大黒宛て

(FAX 03-3581-5416)

(電話 03-3581-3381)

申立人指定代理人

遠藤

光



山下

剛



柴田

修

輔



大黒

一

憲



〒214-0014

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

相手方 三菱樹脂株式会社

同代表者代表取締役 姥貝卓美

保証金没取申立事件

貼用印紙額 1,000円



貼付印紙	1,000	円
郵便切手	2,400	円
備考		認印

申立ての趣旨

申立人が平成21年2月18日に行った排除措置命令（平成21年（措）第1号）につき、相手方がその執行を免れるために保証金として供託した金200万円の全部を没取する
との決定を求める。

理 由

- 1 申立人が平成21年2月18日に行った排除措置命令（平成21年（措）第1号事件。以下「本件排除措置命令」という。）について、相手方が、平成21年4月16日、申立人に対し、平成25年法律第100号による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）49条6項の規定に基づき審判請求を行うとともに、同月22日、東京高等裁判所に対して、同法70条の6第1項の規定に基づき本件排除措置命令の執行を免れるため同命令の執行免除の申立てを行った。東京高等裁判所は、同年7月9日に保証金として金200万円を供託することにより本件排除措置命令確定まで執行を免除する旨の決定（平成21年（行タ）第35号）をし、相手方は同年7月14日に東京法務局に保証金として金200万円を供託（平成21年度金第23524号）した。

一方、申立人が相手方に対し平成21年5月13日に審判開始通知書を送付したことにより、審判手続が開始されたところ（平成21年（判）第7号）、申立人は平成28年2月24日に相手方の審判請求を棄却する審決を行った。そして、同年3月25日、出訴期間の経過をもって同審決が確定したことにより、本件排除措置命令が確定した。

したがって、申立人は、平成25年法律第100号附則2条のなお従前の例によることとする規定により、独占禁止法70条の7第1項の規定に基づき保証金の没取を申し立てるものである。

- 2 (1) 本件排除措置命令の対象とされた行為は、独占禁止法2条6項に規定する不当な取引制限に該当し、同法3条の規定に違反する行為であるところ、本件排

排除措置命令は、同法49条2項に規定されているとおり、排除措置命令書の謄本が名宛人に送達されたときにその効力を生じ、確定前においてもその執行力を有するものであり、その効力は同法97条の規定に基づく排除措置命令違反に対する過料により担保されている。これは、排除措置命令の命ずる名宛人の違反行為を排除する措置はその性質上迅速に実現されるべきであるとの公益上の要請があるからである。他方において、排除措置命令は審判の結果、取り消されることがあり、この場合には、長期間経過後に取り消されても、既に排除措置命令の効力に拘束されてきた名宛人にとって原状を回復することが極めて困難であるか又は不可能であることが予想されることから、これらを調整するため同法70条の6第1項の規定によって供託による排除措置命令の執行免除制度が設けられ、同法70条の7第1項の規定によって排除措置命令が確定した場合における保証金の没取の制度が設けられているのである。

この点、排除措置命令については、迅速に執行するという公益上の要請があることからすれば、審判請求に理由がなかった場合にまで無条件にその執行の免除を得させることは望ましくないため、排除措置命令が確定した場合には、その確定した内容に応じて、保証金の全部又は一部を没取することができることとして、安易な執行免除の申立てを抑制しているものと解され、保証金の没取制度のこのような制度趣旨については、東京高等裁判所昭和50年12月22日決定（公正取引委員会審決集22巻315ページ）以降、多くの決定で同趣旨の内容が判示されているところである。

(2) すなわち、審判において、名宛人の主張が全て容れられず排除措置命令が確定するに至った場合、審決により、当該名宛人の審判請求に本来理由がなかったことが明らかになったのであるから、排除措置命令の執行が免除されていた間、名宛人は実質的な根拠なく措置の執行を免除されるという利益を享受してきたこととなるところ、当該名宛人に上記利益の享受が認められるにもかかわらず、保証金を没取しなければ、安易な執行免除の申立てを抑制するという独占禁止法70条の7第1項の趣旨に反することとなる。また、同項の趣旨からすれば、供託された保証金が没取されるのは、名宛人が執行免除の申立権を濫

用し、又は審判を不当に遅延させた場合に限られるものではないことは明らかである（東京高等裁判所平成23年9月16日決定・公正取引委員会審決等データベースシステム〔株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメントに対する保証金没取申立事件〕）。

(3) したがって、上記のようにして排除措置命令が確定するに至った場合には、特段の事情がない限り、保証金の全部を没取することが制度の目的に合致する。

- 3 本件の場合、審判における相手方の主張は、いずれも認められず、結果として相手方は理由のない審判請求をするとともに、排除措置命令の執行免除の申立てをすることによって、本件排除措置命令の執行免除を得、本来速やかになされるべき本件排除措置命令の迅速な執行を妨げることにより、本件排除措置命令で命じた措置を講じないまま事業活動を行うことができたことになるのであり、また、本件について保証金の全部又は一部について返還を認めるべき特段の事情も見当たらないのであるから、その全部を没取すべきである。

以 上

付 属 書 類

- | | |
|---------------|-----|
| 1 保証金没取の申立書副本 | 1 通 |
| 2 指定書 | 1 通 |
| 3 履歴事項全部証明書 | 1 通 |

別紙

正本

平成28年（行タ）第31号 保証金没取申立事件

申立人 公正取引委員会

相手方 三菱樹脂株式会社

意見書

平成28年6月20日

東京高等裁判所第3特別部 御中

申立人指定代理人

遠藤

光 

山下

剛 

柴田修

輔 

大黒一

憲 



申立人は、独占禁止法 70 条の 7 第 1 項に基づき相手方が供託した保証金を全部没取すべきことについて、既に、平成 28 年 4 月 27 日付け保証金没取の申立書（以下「本件申立書」といい、これに係る申立てを「本件申立て」という。）において述べているところであるが、相手方の同年 6 月 3 日付け意見書（以下「相手方意見書」という。）に対し、必要な範囲で意見を述べる。

なお、略語等は、本意見書において新たに定めるもののほか、従前の例による。

- 1 保証金が没取されるのは執行免除の申立権を濫用するなどした場合に限られず、本件においても全額没取されるべきこと

(1) 本件において、保証金の全額の没取が認められるべきことは、本件申立書に述べたとおりであるところ、相手方は、その意見書において、東京高等裁判所平成 22 年 3 月 15 日決定（公正取引委員会審決等データベースシステム〔J F E エンジニアリング株式会社に対する保証金没取申立事件〕）を引用し、「申立人の上記主張を明確に排斥する判断が示されている」とした上で、「審判手続における審理過程や審決書に記載された審判官の判断等をみても、審決執行免除の申立ての濫用ではないことは明らかであり、相手方が不当不適切な審判活動を行っていた事実も認められないことに鑑みれば、安易な執行免除の申立ての阻止という目的は十分に達せられている」、「供託された保証金 200 万円を全額没取しなければならない必要性は認められない」とし、本件申立ての却下を求める（相手方意見書の 4〔6 頁〕）。

(2) しかしながら、供託された保証金が没取されるのは、名宛人が執行免除の申立権を濫用し、又は審判を不当に遅延させた場合に限られるものではないのは、既に本件申立書の理由 2 (2) (3～4 頁) に述べたところであり（東京高等裁判所平成 23 年 9 月 16 日決定・公正取引委員会審決等データ

ベースシステム〔株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメントに対する保証金没取申立事件〕)、相手方が引用する上記のJFEエンジニアリング株式会社に対する保証金没取申立事件以降の独占禁止法上の保証金没取申立事件をみても、保証金の没取が執行免除の申立権を濫用し、又は審決取消訴訟を不当に遅延させた場合に限られるものではないとして、おむね申立人の主張と同様の判断を示すか、又は、執行免除の申立権の濫用や審決取消訴訟を不当に遅延させた事実を認定せず、没取を決定した判断ばかりである(東京高等裁判所平成24年1月10日決定・公正取引委員会審決等データベースシステム〔三菱レイヨン株式会社に対する保証金没取申立事件〕、同裁判所平成25年11月7日決定・同〔シャープ株式会社に対する保証金没取申立事件〕、同裁判所平成27年7月27日決定・同〔株式会社吉孝土建に対する保証金没取申立事件〕、同裁判所同年8月3日決定・同〔真成開発株式会社に対する保証金没取申立事件〕、同裁判所同年10月19日決定・同〔日新製鋼株式会社に対する保証金没取申立事件〕等)(別紙参照)。

(3) また、相手方は、上記JFEエンジニアリング株式会社に対する保証金没取申立事件が「違反行為の速やかな排除という公益上の要請、被審人の利益保護の要請、安易な執行免脱申立ての阻止という執行免脱及び保証金制度の目的は、上記の保証金3000万円を供託させ、その運用利益を凍結させたことにより達せられており」としたことを挙げ、本件においても、安易な執行免除の申立ての阻止という目的は、相手方に200万円の保証金を供託させ、その運用利益を凍結させたことにより達せられており、さらに供託された保証金200万円を全額没取しなければならない必要性は認められないと主張する。

(4) しかしながら、そもそも、執行免除制度は、保証金没取制度によって安易な執行免除の申立てを阻止する仕組みとなっている。このことからすれ

ば、保証金の額を問わず、単に保証金を供託させて、その間における運用利益を凍結させることによって、当然に制度目的を達成できるとはいえない（東京高等裁判所平成25年2月4日決定・公正取引委員会審決等データベースシステム〔ケイラインロジスティックス株式会社に対する保証金没取申立事件〕、同裁判所同年2月22日決定・同〔コスモ石油株式会社に対する保証金没取申立事件〕）。また、その点を措くとしても、本件において相手方が供託した保証金の額が200万円なのに対し、上記JFEエンジニアリング株式会社に対する保証金没取申立事件において供託された保証金の額は3000万円と極めて高額であり、同決定の理由中にも言及のある凍結された運用利益には、保証金の額が200万円の本件とは格段の差があって、この一事をもってしても、本件と同列に論ずることはできないことは明らかである。現に、独占禁止法上の保証金没取申立事件において申立てが却下されたのは、ここ20年間をみても、このJFEエンジニアリング株式会社に対する保証金没取申立事件1件のみであり、同じ違反行為に係る別の事業者の保証金没取申立事件では、1500万円又は3000万円を没取する旨の決定がなされている（東京高等裁判所平成22年2月19日決定・公正取引委員会審決等データベースシステム〔株式会社タクマに対する保証金没取申立事件〕、同裁判所同年5月18日決定・同〔川崎重工業株式会社に対する保証金没取申立事件〕、同裁判所同年6月15日決定・同〔三菱重工業株式会社に対する保証金没取申立事件〕、同裁判所平成23年9月15日決定・同〔日立造船株式会社に対する保証金没取申立事件〕）（別紙参照）。

また、相手方に対しては、平成21年2月18日に「特に必要があると認めるとき」（独占禁止法7条2項）に該当するとして排除措置を命じたものであって、本件排除措置命令には早期執行の必要があったにもかかわらず、本件排除措置命令確定まで執行を免除する旨の決定がされたことによ

り、その執行が7年余りにわたってなされなかった。その公益上の要請が大きく害されたことは明らかである。

- (5) 以上のことからすれば、本件申立てを却下すべきとの相手方の主張は理由がない。

2 過料と保証金の関係

- (1) 相手方は、「仮に、…供託した200万円の保証金の運用利益を凍結させたことだけで執行免除及び保証金制度の目的が達成されたものとはいえないとしても、…少なくとも、供託された保証金200万円を全額没取しなければならない必要性は全く認められない…独占禁止法70条の7第1項が保証金の没取を認めた趣旨が事後の過料としての意味であることも考慮の上、供託した200万円のうちの一部を没取するとの判断が示されるべきである」と主張する（相手方意見書の5〔6頁〕）。

- (2) しかし、過料と供託保証金とはその法の趣旨及び適用の場面を異にするものであって、独占禁止法97条に規定されている過料の上限が没取すべき保証金の額の上限となることは、同法が予定するところではない（前掲三菱レイヨン株式会社に対する保証金没取申立事件）。

また、過料を科してもなお排除措置命令を履行しない事業者に対しては、更なる過料が科せられる余地を考慮すれば、一度に科される過料の上限額を、保証金の没取の基準とすることが適切でないことは明らかである。

- (3) 以上のことからすれば、相手方が供託した保証金の一部を没取すべきであるとの相手方の主張も理由はない。

3 結語

以上のとおり、相手方の主張はいずれも理由がなく、本件申立てがそのとおり認められるべきことは明らかであるので、速やかに保証金の全部につい

て没取が認められるべきである。

以 上

決定金額一覧表(直近20年)

	事件番号	相手方名	決定年月日	決定内容	供託金額
1	東京高裁 11(行タ) 16	広島県石油商業組合広島市連合会	平成11年5月11日	一部没取 (150万円)	300万円
2	東京高裁 15(行タ) 3	更生会社株式会社カンキョー管財人大澤誠	平成15年4月25日	全額没取	100万円
3	東京高裁 15(行タ) 35	岡崎管工株式会社	平成15年8月29日	全額没取	200万円
4	東京高裁 20(行タ) 23	株式会社大石組	平成20年7月11日	全額没取	100万円
5	東京高裁 20(行タ) 65	株式会社サカタのタネ	平成21年4月21日	全額没取	800万円
6	東京高裁 20(行タ) 66	タキイ種苗株式会社	平成21年2月2日	全額没取	800万円
7	東京高裁 20(行タ) 67	株式会社日本農林社	平成21年1月21日	全額没取	100万円
8	東京高裁 20(行タ) 68	野原種苗株式会社	平成20年12月19日	全額没取	100万円
9	東京高裁 20(行タ) 69	松永種苗株式会社	平成20年12月26日	全額没取	100万円
10	東京高裁 20(行タ) 70	有限会社石井育種場	平成21年3月30日	一部没取 (50万円)	100万円
11	東京高裁 20(行タ) 71	丸種株式会社	平成21年4月21日	全額没取	100万円
12	東京高裁 20(行タ) 72	株式会社渡辺採種場	平成21年2月2日	全額没取	100万円
13	東京高裁 20(行タ) 73	株式会社アサヒ農園	平成21年1月21日	全額没取	100万円
14	東京高裁 20(行タ) 74	トキタ種苗株式会社	平成20年12月19日	全額没取	100万円
15	東京高裁 20(行タ) 75	株式会社大和農園種苗販売部	平成20年12月26日	全額没取	100万円
16	東京高裁 20(行タ) 76	横浜植木株式会社	平成21年3月30日	一部没取 (50万円)	100万円
17	東京高裁 20(行タ) 77	ナント種苗株式会社	平成21年4月21日	全額没取	100万円
18	東京高裁 20(行タ) 78	中原採種場株式会社	平成21年2月2日	全額没取	100万円
19	東京高裁 20(行タ) 79	株式会社タカヤマシード	平成21年1月21日	全額没取	100万円
20	東京高裁 21(行タ) 64	新日本石油株式会社	平成21年8月4日	一部没取 (350万円)	700万円
21	東京高裁 21(行タ) 80	株式会社ベイクルーズ	平成21年9月14日	一部没取 (100万円)	200万円
22	東京高裁 21(行タ) 104	株式会社日立ディスプレイズ	平成22年6月14日	一部没取 (200万円)	1000万円
23	東京高裁 21(行タ) 105	住友化学株式会社	平成22年1月26日	全額没取	1000万円
24	東京高裁 21(行タ) 106	サンアロマー株式会社	平成22年1月27日	全額没取	1000万円
25	東京高裁 21(行タ) 107	三菱重工業株式会社	平成22年6月15日	一部没取 (1500万円)	3000万円
26	東京高裁 21(行タ) 108	日立造船株式会社	平成23年9月15日	一部没取 (1500万円)	3000万円
27	東京高裁 21(行タ) 109	JFEエンジニアリング株式会社	平成22年3月15日	申立却下	3000万円

	事件番号	相手方名	決定年月日	決定内容	供託金額
28	東京高裁 21 (行タ) 110	川崎重工業株式会社	平成22年5月18日	一部没取 (1500万円)	3000万円
29	東京高裁 21 (行タ) 111	株式会社タクマ	平成22年2月19日	全額没取	3000万円
30	東京高裁 21 (行タ) 128	新明和工業株式会社	平成22年4月8日	全額没取	200万円
31	東京高裁 22 (行タ) 54	ビクターエンタテインメント株式会社	平成23年12月2日	全額没取	200万円
32	東京高裁 23 (行タ) 19	昭和シェル石油株式会社	平成24年3月9日	一部没取 (200万円)	350万円
33	東京高裁 23 (行タ) 20	コスモ石油株式会社	平成25年2月22日	一部没取 (500万円)	800万円
34	東京高裁 23 (行タ) 51	株式会社ソニー・ミュージックエンタテインメント	平成23年9月16日	全額没取	200万円
35	東京高裁 23 (行タ) 52	ユニバーサルミュージック合同会社	平成23年7月21日	全額没取	200万円
36	東京高裁 23 (行タ) 53	エイベックス・マーケティング株式会社	平成23年5月26日	全額没取	200万円
37	東京高裁 23 (行タ) 86	株式会社オーシロ	平成23年7月8日	全額没取	100万円
38	東京高裁 23 (行タ) 149	ミュー株式会社	平成23年9月30日	全額没取	100万円
39	東京高裁 23 (行タ) 189	三菱レイヨン株式会社	平成24年1月10日	全額没取	1000万円
40	東京高裁 23 (行タ) 190	株式会社カネカ	平成24年3月28日	一部没取 (500万円)	1000万円
41	東京高裁 24 (行タ) 16	西日本鉄道株式会社	平成25年2月15日	全額没取	500万円
42	東京高裁 24 (行タ) 17	株式会社バンテック	平成24年10月1日	一部没取 (300万円)	1000万円
43	東京高裁 24 (行タ) 183	郵船ロジスティクス株式会社	平成25年1月25日	一部没取 (400万円)	1000万円
44	東京高裁 24 (行タ) 184	ケイラインロジスティクス株式会社	平成25年2月4日	全額没取	100万円
45	東京高裁 25 (行タ) 106	樋下建設株式会社	平成25年11月6日	全額没取	100万円
46	東京高裁 25 (行タ) 107	株式会社匠建設	平成25年11月15日	全額没取	100万円
47	東京高裁 25 (行タ) 108	株式会社高光建設	平成25年12月3日	全額没取	100万円
48	東京高裁 25 (行タ) 109	株式会社タカヤ	平成26年7月17日	全額没取	100万円
49	東京高裁 25 (行タ) 110	南建設株式会社	平成25年11月12日	全額没取	100万円
50	東京高裁 25 (行タ) 128	シャープ株式会社	平成25年11月7日	全額没取	1000万円
51	東京高裁 27 (行タ) 62	株式会社吉孝土建	平成27年7月27日	全額没取	100万円
52	東京高裁 27 (行タ) 63	真成開発株式会社	平成27年8月3日	全額没取	100万円
53	東京高裁 27 (行タ) 98	日新製鋼株式会社	平成27年10月19日	全額没取	100万円

平成28年（行タ）第31号

申立人 公正取引委員会

相手方 三菱樹脂株式会社

意見書

平成28年6月3日

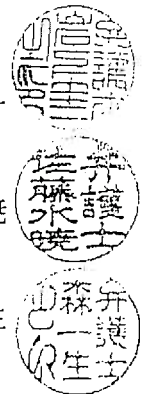
東京高等裁判所第3特別部（担当・第7民事部） 御中

相手方代理人

弁護士 岩 下 圭 一

同 佐 藤 水 暁

同 森 一 生



上記事件に係る貴裁判所の平成28年5月11日付「求意見書」を受け、相手方は、以下のとおり意見を提出する。

1. 申立人は、「審判において、名宛人の主張が全て容れられず排除措置命令が確定するに至った場合、審決により、当該名宛人の審判請求に本来理由がなかったことが明らかになったのであるから、排除措置命令の執行が免除されていた間、名宛人は実質的な根拠なく措置の執行を免除されるという利益を享受してきたこととなるところ、当該名宛人に上記利益の享受が認められるにもかかわらず、保証金を没取しなければ、安易な執行免除の申立てを抑制するという独占禁止法70条の7第1項の趣旨に反することとなる。また、同項の趣旨からすれば、供託された保証金が没取されるのは、名宛人が執行免除の申立権を濫用し、又は審判を不当に遅延させた場合に限られるものではないことは明らかである（東京高等裁判所平成

23年9月16日決定)。したがって、上記のようにして排除措置命令が確定するに至った場合には、特段の事情がない限り、保証金の全部を没取することが制度の目的に合致する。」(申立人の平成28年4月27日付け保証金没取の申立書3～4頁)などと主張し、相手方が供託した保証金200万円の全部を没取する旨の決定を求めている。

2. しかし、申立人の上記主張は、平成25年法律第100号による改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)70条の7第1項の理解を誤ったものであるといわざるを得ない。

なぜならば、申立人の上記主張によれば、結果的に審判手続において名宛人の主張が認められずに審決が確定した場合には、ほぼ例外なく保証金が全額没取されるべきであるという結論になるが、独占禁止法70条の7第1項は、「裁判所は、…供託に係る保証金又は有価証券の全部又は一部を没取することができる。」と規定しているのであって、敢えて「全部を没取する」と定めずに「全部又は一部を没取することができる」と定めた趣旨は、独占禁止法が原則として保証金の全額没取を想定したものではなく、保証金を没取する必要のない事案や保証金の一部没取で足りる事案の存在を当然に想定し、独占禁止法70条の7第1項にいう保証金等の額の決定と同様、裁判所が諸般の事情を考慮して保証金を没収すべきか否か及び没取すべき場合のその額を決定する裁量権を有することを明らかにしたものである。

この点、申立人は、「排除措置命令の執行が免除されていた間、名宛人は実質的な根拠なく措置の執行を免除されるという利益を享受してきたこととなるところ、当該名宛人に上記利益の享受が認められるにもかかわらず、保証金を没取しなければ、安易な執行免除の申立てを抑制するという独占禁止法70条の7第1項の趣旨に反することとなる。」(申立人の平成28年4月27日付け保証金没取の申立書3頁)と主張しているが、そもそも、排除措置命令が確定するまで執行を免れたことによって不当に相手方が享受したという具体的な利益の内容がおおよそ不明である上、安易な執行免除の申立ての阻止という目的は、高額な保証金を供託することによって既に図られているのであり、それを超えて供託された保証金を没取しなければその目的が図れないものではないから、申立人の上記主張は失

当である。

そもそも、結果的に審判手続において名宛人の主張が認められずに排除措置命令がそのまま確定した場合には原則として保証金が全額没取されるべきであるという申立人の上記主張は、名宛人に対して行政処分の不当性を争う審判請求の意欲を不当に萎縮させるものであつて、裁判を受ける権利（憲法32条、76条2項）に基づいて独占禁止法が審判請求（独占禁止法49条6項）及び審決取消訴訟の提起（独占禁止法77条）を認めている（独占禁止法77条）趣旨を全く理解しないものであるといわざるを得ない。

3. 以上のとおり、「保証金の全部を没取することが制度の目的に合致する。」という申立人の主張は、独占禁止法70条の7第1項が裁判所に与えた裁量権を否定するものであり、明らかに独占禁止法の理解を誤ったものである。

ちなみに、「保証金の全部を没取することが制度の目的に合致する。」という申立人の主張が誤りであることについては、保証金没取申立事件において、供託された保証金の一部の没取に止める旨の決定を東京高等裁判所が立て続けに出している（平成20年（行タ）第70号、平成20年（行タ）第76号、平成21年（行タ）第64号、平成21年（行タ）第80号、平成21年（行タ）第107号、平成21年（行タ）第108号、平成21年（行タ）第110号、平成23年（行タ）第19号、平成23年（行タ）第20号、平成23年（行タ）第190号、平成24年（行タ）第183号）という近時の裁判例の傾向からも明らかである。

特に、JFEエンジニアリング株式会社の保証金没取申立事件（平成21年（行タ）第109号・公正取引委員会ホームページ審決等データベース掲載）では、「供託された保証金を没取しなければならない理由を見いだすことは困難」として、申立人による保証金没取の申立てを却下する旨の決定が出されおり、その理由中において、申立人の上記主張を明確に排斥する判断が示されているので、以下、参考までにそのまま引用することとする。

【東京高等裁判所平成22年3月15日決定】

申立ての趣旨及び理由は別紙1のとおりであり、要するに、…（中

略) …審決が確定した場合には、特段の事情がない限り、供託された保証金を全部没取することが制度の目的に合致する、これと異なり仮に没取しないとすれば、被審人は、審決確定まで審決の執行を免れるという利益のほかに保証金の返還という利益を不当に享受することになる上、その結果安易な執行免除の申立ての防止という制度目的も達成されないことになるというものである。

… (中略) …

独占禁止法 6 3 条は、被審人が同法 6 2 条 1 項により供託した場合、当該審決が確定したときには、裁判所は、公正取引委員会の申立てにより、供託に係る保証金の全部又は一部を没取することができる」と定めており、その没取については、違反行為の速やかな排除という公益上の要請と審決の執行による回復困難な損害の回避という被審人（相手方）の利益保護の要請との調和を図り、安易な執行免除の申立てを抑制しようとする執行免除及び保証金制度の目的を踏まえ、本件審決後の本件違反行為の有無、本件訴訟の経過、本件訴訟における相手方の主張内容、本件審決後確定に至るまでに経過した期間、本件保証金の額等諸般の事情を踏まえて検討し判断するのが相当と解される。

前記認定事実によれば、相手方は、独占禁止法 7 7 条に基づき審決取消訴訟を提起し、同法 6 2 条に基づき裁判所の定める保証金 3 0 0 0 万円を供託してその執行を免れたことが認められ、他方で相手方は、本件対象期間後は、同期間中に受注予定者を決定していた工事のほかに、現在に至るまで本件違反行為を行っておらず、また本件訴訟において濫用的なあるいは不当不適切な訴訟活動を行ったということもできない。

そうすると、違反行為の速やかな排除という公益上の要請、被審人の利益保護の要請、安易な執行免脱申立ての阻止という執行免脱及び保証金制度の目的は、上記の保証金 3 0 0 0 万円を供託させ、その運用利益を凍結させたことにより達せられており、更に供託された保証金を没取しなければならない理由を見いだすことは困難というべきである。

申立人は、保証金の返還を認めることは、審決確定まで執行を免れるという利益のほかに、保証金の返還という利益を不当に享受さ

せることになる、安易な執行免脱申立ての阻止が図られなくなるなどと主張するが賛同できない。すなわち、裁判を受ける権利（憲法32条、76条2項）に基づき独占禁止法が審決取消訴訟の提起を認め、審決が確定するまでは保証金等を供託することによりその審決の執行を免れることを認めていることからすれば、上記の執行免脱及び保証金制度の目的に反するような事情が認められない限り、審決確定までに執行を免れることや保証金の返還を受けることが独占禁止法上不当な利益享受に該当すると解することは困難である。取り分け、本件審決の命じた措置が本件違反行為を行っていないことを確認すること等にすぎない上、相手方は本件審決後現在に至るまで本件違反行為を行っていない事実を踏まえれば、審決確定まで執行を免れたことによってなお不当に相手方が享受するという具体的利益を想定することができず、この点について具体的主張のない本件においては申立人の上記主張は失当というほかない。また、安易な執行免脱の申立ての阻止という目的は通常その保証金の額によって図られるものであり、それを超えて供託された保証金を没取しなければその目的が図れないことに関する事情について何ら主張も立証もされていない本件において、これを没取しなければならないとする申立人の見解を採用することも困難というほかない。

4. 上記のような保証金没取制度の趣旨を踏まえて本件について検討すると、そもそも排除措置命令自体が違反行為は平成18年11月14日に既に終了していることを認定しており、排除措置命令が出された平成21年2月18日時点において既に違反行為が終了してから約2年3か月も経過していることや、排除措置命令が命ずる措置の内容も違反行為を行っていないことを確認すること等に過ぎないことに加え、違反行為が終了してから現在に至るまでの約10年の間に相手方が再び本件違反行為と同様の違反行為を行った事実はなく、申立人が排除措置命令によって排除しようとした違反行為が繰り返されるおそれが具現化したという事実もおよそ認められない。

また、本件においては、本件排除措置命令が執行されるか否かにかかわらず、相手方は、平成24年7月10日に積水化学工業株式会社との間で

塩化ビニル管等の製造販売等の事業の一切を譲渡することを内容とする包括合意書を締結し、平成24年12月1日には事業譲渡を完了して塩化ビニル管等の事業から完全に撤退していることからすれば（本意見書末尾添付のプレスリリース文書をご参照。）、仮に、排除措置命令の確定まで相手方が執行を免れたことによって、迅速な執行による競争秩序の回復という公益上の要請が害されたとしても、その程度は極めて軽微である。

そして、審判手続における審理過程や審決書に記載された審判官の判断等をもみても、審決執行免除の申立ての濫用ではないことは明らかであり、相手方が不当不適切な審判活動を行っていた事実も認められないことに鑑みれば、安易な執行免除の申立ての阻止という目的は十分に達せられている。

以上のような事情を考慮すれば、違反行為の速やかな排除という公益上の要請と排除措置命令の執行による回復困難な損害の回避という被審人（相手方）の利益保護の要請との調和を図り、安易な執行免除申立てを抑制しようとする執行免除及び保証金制度の目的は、相手方に200万円の保証金を供託させ、その運用利益を凍結させたことにより達せられており、さらに供託された保証金200万円を全額没取しなければならない必要性は認められない。

したがって、速やかに「本件申立てを却下する」旨の決定がなされるべきである。

5. なお、仮に、百歩譲って、供託した200万円の保証金の運用利益を凍結させたことだけで執行免除及び保証金制度の目的が達成されたものとはいえないとしても、上記のような事情を考慮すれば、少なくとも、供託された保証金200万円を全額没取しなければならない必要性は全く認められないから、上記事情に加え、以下に述べるとおり、独占禁止法70条の7第1項が保証金の没取を認めた趣旨が事後の過料としての意味であることも考慮の上、供託した200万円のうちの一部を没取するとの判断が示されるべきである。

すなわち、審決の執行免除及び保証金制度については、独占禁止法の立法担当者であった石井良三氏が、「審決に不服のある事業者は、裁判所に

出訴することができるのであるが、出訴によつて審決の執行が当然に停止せられるものとする

行を全く免がれえないものとするともまた出訴制度を設けた趣旨に反する。事業者は、過料の制裁を免れようとすれば、不服ある審決に従うことを要し、審決に従わない場合には、出訴の結果審決が取消さるべきものである場合にもなお、右の過料に処されることとなる。そこで、本法では、この矛盾を避けるために、事業者は、東京高等裁判所の定める保証金又は有価証券を供託して、当該審決が確定するまで一時その執行を免がれることができるものとし、審決が確定した場合一解釈上審決の一部が取消され、審決の内容が変更して確定するに至った場合をも含む。一においては、東京高等裁判所は、公正取引委員会の申立により、いわば事後の過料の意味において、供託に係る保証金又は有価証券の全部又は一部を没取することができるものと定めて、この間の調整をはかっている。（六二、六三、八六）」（石井良三「独占禁止法」海口書店 342 頁。太字ゴシック下線は、相手方による。）と解説されており、供託する保証金等は、排除措置命令に違反した場合に科せられる過料（独占禁止法 97 条）の前払いという性格を持つものであることを明らかにしている（白石忠志「改正独禁法の論点から（下）」NBL 826 号 47 頁）。

このように、執行免除における保証金は、排除措置命令違反に対して課される過料の前払い的性格を持つものであるところ、独占禁止法 97 条は、排除措置命令違反に対する過料を 50 万円以下と定めているから、執行免除を受けずにそのまま排除措置命令が命ずる措置の不履行を続けた場合の過料が 50 万円とされていることとの均衡という観点からも、独占禁止法 70 条の 7 第 1 項に基づき没取される保証金の額は、上記過料の上限額（50 万円）がひとつの基準となるものである。

以上により、独占禁止法 70 条の 7 第 1 項に基づき没取される保証金の額については、保証金が排除措置命令に違反した場合に科せられる過料（独占禁止法 97 条）の前払いという性格を有することや、独占禁止法 70 条の 7 第 1 項が保証金の没取を認めた趣旨を踏まえた判断がなされるべきであり、特に、本件においては、既に述べたとおり、もともと排除措置の迅速な実現の必要性が弱く、公益上の要請が害された程度が極めて低いことに鑑みれば、排除措置命令に違反した場合に科せられる過料（独占禁止法 97 条）との均衡を失しない程度の保証金の没取により、独占禁止法の定める排除措置命令の執行免除及び保証金制度の趣旨は十分に全うされるものと思料する。

以上

- 添付資料：① 2012年7月10日付け 三菱樹脂プレスリリース文書
「管材事業の事業譲渡と、環境・生活資材関連分野の今後の展開について」
- ② 2012年10月3日付け 積水化学プレスリリース文書
「三菱樹脂からの管材事業の譲受け日程について」
- ③ 2012年7月10日付け東洋経済オンライン記事
「三菱ケミカルホールディングス傘下の三菱樹脂が管材事業から撤退、積水化学へ譲渡」